



平成 20 年 4 月 10 日

各 位

会社名 株式会社パイプドビッツ
代表者名 代表取締役社長 佐谷 宣昭
(コード番号 3831 東証マザーズ)
問合せ先 情報取扱責任者 青木 宏実
(TEL 03-5771-6931)

ストック・オプションとして新株予約権を発行する件に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 10 日開催の取締役会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」を平成 20 年 5 月 29 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

議案の内容：「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」

会社法第 236 条、第 238 条並びに第 239 条の規定に基づき、当社の取締役に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社の取締役業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、職務執行の対価として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 50 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(2) 新株予約権の数

50 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、前記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。）または、割当日の終値（当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値）のいずれか高い値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 5 月 31 日から平成 30 年 5 月 30 日までの間で別途取締役会が定める期間とする（権利行使請求期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）。但し、新株予約権の行使の条件または当社と対象者との間で締結される新株予約権の割当に関する契約により、新株予約権の割当先による行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。但し、特別な理由のある場合はこの限りではない。

その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は原則として認めないが、正当な理由があり、取締役会の承認を得た場合は、この限りではない。なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、譲渡をすることができない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生

じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記 の資本金等増加限度額から前記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以上